

# **NEWS(PRESS) RELEASE**

令和 2年 4月 24日  
志摩市 総務部 地域防災室  
西日本電信電話株式会社 三重支店

タイトル	志摩市・西日本電信電話株式会社 三重支店 特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定の締結について
概要	<p><b>【協定の趣旨】</b></p> <p>本協定は、災害発生時における被災者等の通信の確保を目的に、西日本電信電話株式会社の提供する非常用電話を、市内の避難所などの場所に事前に設置し、災害時に特設公衆電話として速やかに被災者等へ通信の提供を実施するために、その設置及び利用・管理等に関する事項を、双方合意のもとに定め、協定として締結するものです。</p> <p><b>【特設公衆電話とは】</b></p> <p>避難所等に特設公衆電話用のモジュージャックを事前に設置し、災害時に電話機を差し込むことで通話が可能となります。</p> <p><b>【設置施設】</b></p> <p>8施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大王公民館</li><li>・ 畔名地区防災施設</li><li>・ 志摩文化会館</li><li>・ 鵜方公民館</li><li>・ 阿児アリーナ</li><li>・ 立神ふれあいセンター</li><li>・ 安乗漁民センター</li><li>・ 磯部ふれあい公園 総合体育館</li></ul>
協定締結日	令和 2年 4月 24日（金曜日）